

「自家用電気工作物設置者の申請等手続」

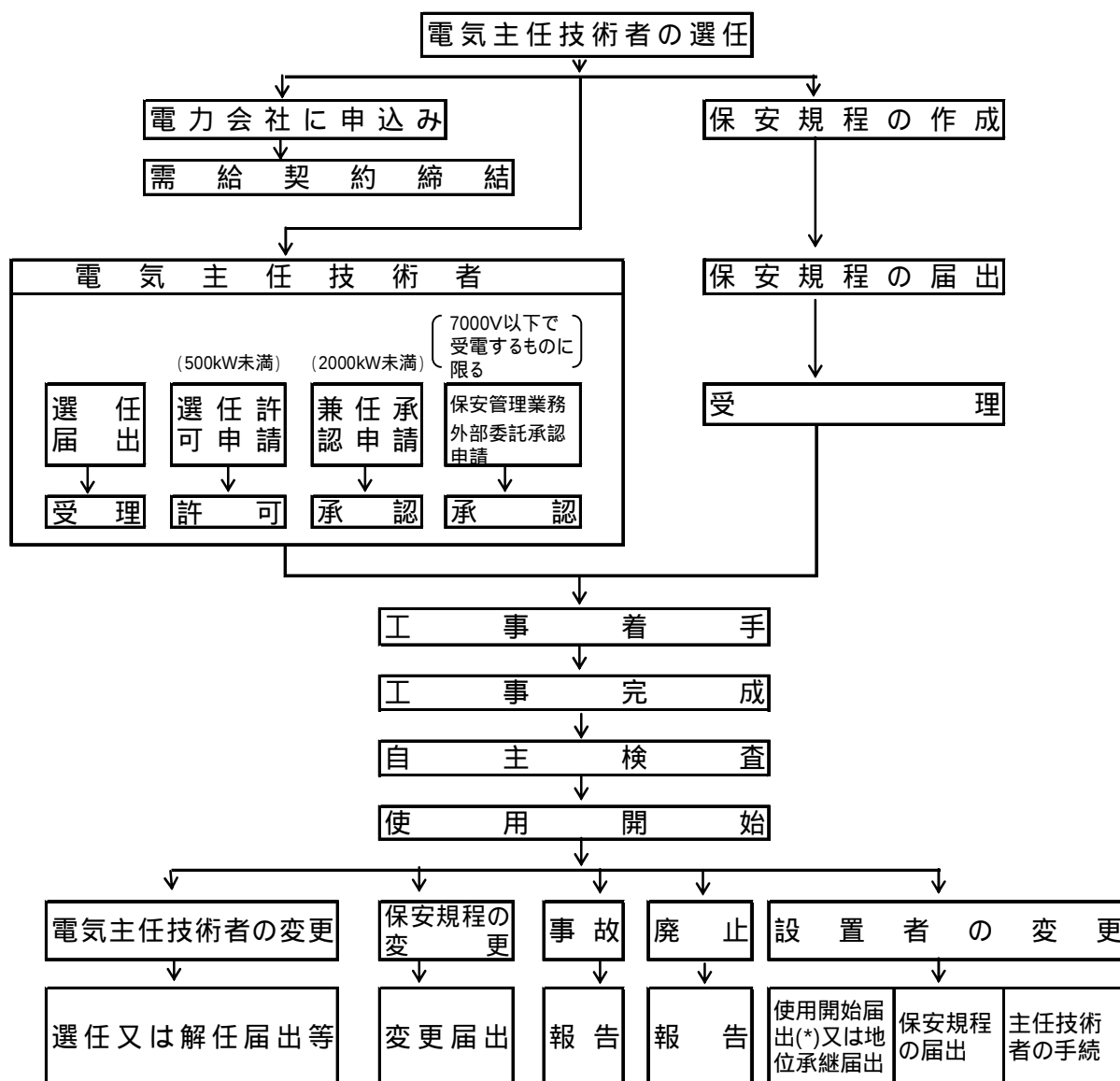
1 自家用電気工作物の設置又は変更の工事について

自家用電気工作物の設置又は変更の工事であって、その工事計画について事前届出を必要とする場合は、電気事業法施行規則別表第2（発電所、変電所、送電線路及び需要設備）及び別表4（環境関連）で定められている。

また、届出に要する書類の記載内容及び添付書類は、同規則別表第3及び別表第5で定められている。

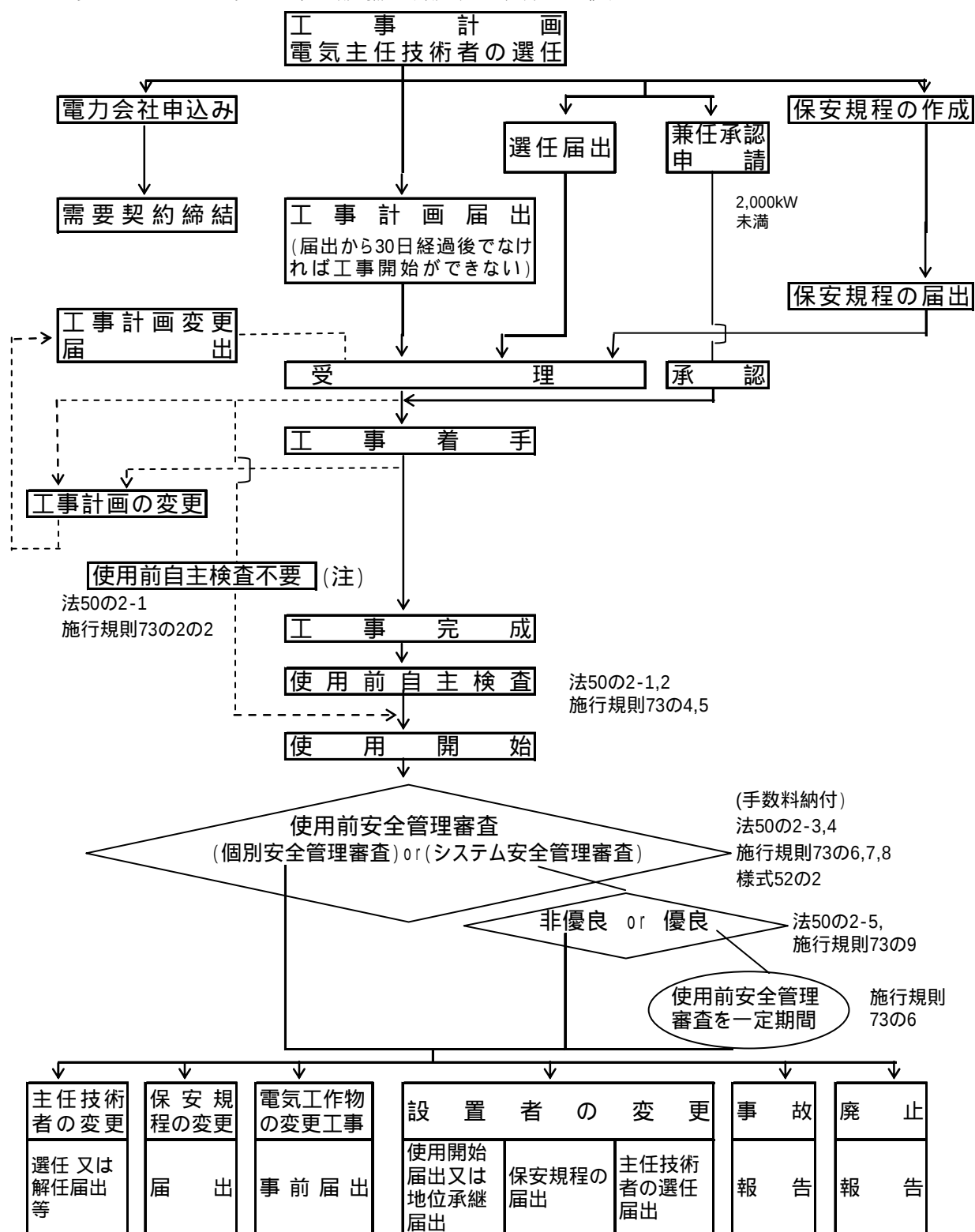
2 自家用電気工作物の手続図

イ 受電電圧1万V未満の需要設備を新設する場合の手続図



(*)別表4に該当する環境関連設備が設置されている場合に限る。

ロ 受電電圧 1 万 V 以上の需要設備を新設する場合の手続図

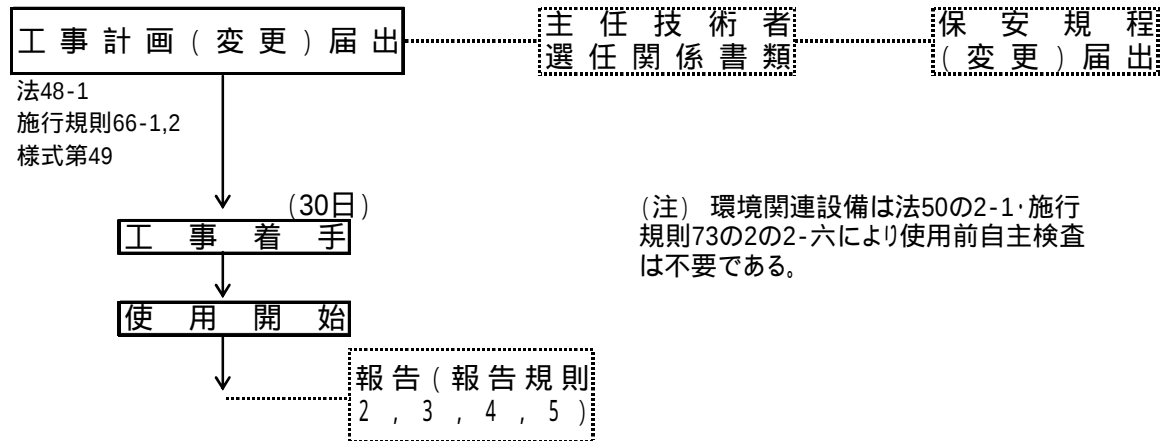


(注)

- 一. 出力三万キロワット未満であってダムの高さが十五メートル未満の水力発電所（送電電圧十七万ボルト以上の送電線引出口の遮断器（需要設備と電氣的に接続するためのものを除く。）次号において同じ。）を伴うものにあつては、当該遮断器を除く。）
- 二. 内燃力を原動力とする火力発電所（送電電圧十七万ボルト以上の送電線引出口の遮断器を伴うものにあつては、当該遮断器を除く。）

- 三．変更の工事を行う発電所又は変電所に属する電力用コンデンサー
- 四．変更の工事を行う発電所又は変電所に属する分路リアクトル又は限流リアクトル
- 五．非常用予備発電装置
- 六．第六十五条第一項第二号に規定する工事を行う事業用電気工作物
- 七．試験のために使用する事業用電気工作物

ハ 環境関連設備の設置（変更）工事を行う場合の手続図



※ 公害発生施設に該当する電気工作物

(1) ばい煙発生施設（大気汚染防止法第2条第2項、同法施行令第2条、別表第1）

- ・ガスタービン及びディーゼル機関

燃料の燃焼能力が重油換算（注）1時間当たり 500 以上であるもの

- ・ガス機関及びガソリン機関

燃料の燃焼能力が重油換算 1時間当たり 350 以上であるもの

(2) 騒音に関する特定施設（騒音規制法施行令第2条、別表第1）

- ・空気圧縮機及び送風機：原動機の定格出力が 7.5kW以上のもの

(3) 振動に係る特定施設（振動規制法施行令第2条、別表第1）

- ・空気圧縮機：原動機の定格出力が 7.5kW以上のものに限る

(注) 重油換算

①燃料が気体の場合

重油換算量 (ℓ / h) = 換算係数 × 気体燃料の燃焼能力 (m³N / h)

換算係数 = 気体燃料の発熱量 (kcal / m³N) / 重油の発熱量 (kcal / ℓ)

ただし、上式の気体発熱量は、総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は 9,600 (kcal / ℓ) とする。

②燃料が液体の場合

従前どおり重油換算量 (ℓ / h) = 液体の燃焼能力 (ℓ / h)

とする。